

香川県ユニバーサルデザインタクシー普及促進モデル事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

- 第1条 県は、誰もが安全・安心で快適に利用できるユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）の普及促進を図るため、タクシー事業者等に対し、予算の範囲内において、UDタクシー導入に要する経費への補助金（以下「補助金」という。）をモデル事業として交付する。
- 2 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 2 タクシー事業者
タクシー事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業）を経営する者をいう。
- 3 タクシー貸与事業者
タクシー事業者にタクシー車両を貸与する者をいう。
- 4 UDタクシー
標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日国自旅第192号）に基づく認定を受けたUDタクシーをいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助対象事業は、香川県内の営業所にUDタクシーを導入する事業とする。

(補助対象車両)

- 第4条 補助の対象となる車両は次の各号に掲げる要件を全て満たしたものである。
- (1) 国土交通省が所管する運輸支局又は検査登録事務所において、知事が補助金の交付決定をした日の属する年度の3月31日までに新規登録された車両（登録を抹消した中古自動車の再登録を除く。）であること。ただし、同期間内に新規登録ができなかったことについてやむを得ない事情があったと知事が認める場合は、この限りでない。
- (2) 県内に使用の本拠を置く車両であること。
- (3) 本補助金を過去に受けたことがない車両であること。
- (4) 国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号）又は地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（平成28年2月29日付け観産第690号）又は観光振興事業費補助金交付要綱（平成30年3月28日付け国総支第61号）に基づくUDタクシー車両に係る補助金の交付決定を受けた車両であること。

(補助対象事業者)

第5条 補助対象事業者は、タクシー事業者又はタクシー貸与事業者とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、UDタクシーの車両本体及び車載機器類の整備に要する経費の額とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費から国の補助する額等を差引いた額を上限とする。また、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、内容を精査し、交付すべきものと認めるときは、速やかに決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定の変更等の申請)

第10条 補助対象事業者は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の変更が生じない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定の変更及び通知)

第11条 知事は、前条の規定による変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定の変更を行い、変更（中止・廃止）交付決定通知書（様式第4号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第12条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、知事が補助金の交付決定をした日の属する年度の3月31日までに完了実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

(状況報告)

第13条の2 補助対象事業者は、知事から要求があった場合は速やかに状況報告書（様式第5号の2）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による完了実績報告書を受領した場合には、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第6号）により補助対象事業者に対し通知するものとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助対象事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図られなければならない。

2 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 所得財産を知事の承認を受けて処分する場合は、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第17条 知事は、補助事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に対して報告を求め、補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他必要な物件を検査し、又は必要な指示ができるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表

認定レベル	1台あたりの補助上限額
認定レベル準1	13万円
認定レベル1	20万円
認定レベル2	20万円